

余 呉 湖 ダ ム 操 作 規 則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 余呉湖の水位等（第 3 条～第 11 条）

第 3 章 余呉湖の用途別利用（第 12 条・第 13 条）

第 4 章 洪水調節等（第 14 条～第 21 条）

第 5 章 分流点における流水の分流および貯留された流水の放流（第 22 条～第 29 条）

第 6 章 点検、整備等（第 30 条～第 32 条）

第 7 章 雑則（第 33 条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 余呉湖ダム（以下「余呉湖」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(余呉湖の用途)

第2条 余呉湖は、余呉川の洪水調節およびかんがいをその用途とする。

第2章 余 呉 湖 の 水 位 等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の堂木分流点（以下「分流点」という。）における余呉川の流量が毎秒30立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期 11月1日から翌年6月14日までの期間

(かんがい期間)

第5条 かんがい期間は、5月1日から9月18日までの期間とする。

(水位)

第6条 余呉湖の水位は、川並放水路（以下「放水路」という。）入口付近に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第7条 余呉湖の常時満水位は、標高132.8メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合および第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第8条 余呉湖のサーチャージ水位は、標高133.2メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合および第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第9条 洪水期における余呉湖の制限水位は、標高132.1メートルとし、洪水期においては、第17条の規定により洪水調節を行う場合および第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第10条 余呉湖の最低水位は、標高126.5メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第11条 予備放流水位の最低限度は、標高132.1メートルとする。

第3章 余呉湖の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第12条 洪水調節は、洪水期にあつては、標高132.1メートルから標高133.2メートルまでの容量2,000,000立方メートルを利用して行うものとする。非洪水期にあつては、標高132.1メートルから標高133.2メートルまでの容量最大2,000,000立方メートルを利用して、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

- 2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期においては標高132.1メートルから標高133.2メートルまでの容量2,000,000立方メートル、非洪水期においては標高132.8メートルから133.2メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

第13条 かんがい用水の補給は、かんがい期のうち5月1日から6月14日までの間にあつては標高126.5メートルから標高132.8メートルまでの容量最大10,100,000立方メートル、6月15日から9月18日までの間にあつては標高126.5メートルから標高132.1メートルまでの容量最大8,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 長浜土木事務所木之本支所長（以下「支所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 彦根地方气象台から湖北地域（長浜市）において、降雨に関する注意報または警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
- 2 支所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合において、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 支所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則に定める関係機関との連絡、気象および水象に関する観測ならびに情報の収集を密にすること。
- 二 分流点および余呉湖直接流域を含めた最大流量、洪水総量、洪水継続時間および流量の時間的变化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、非洪水期にあつては予備放流水位を定めること。
- 四 ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検および整備、予備電源設備の試運転その他余呉湖の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 16 条 支所長は、非洪水期にあつては、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第三号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ余呉湖から放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 17 条 支所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

一 分流点における余呉川の流量が毎秒 30 立方メートルに達した後は、分流点の余呉川本川に取り付けられたゲート（以下「余呉川ゲート」という。）および余呉川導水路（以下「導水路」という。）入口に取り付けられたゲート（以下「導水路ゲート」という。）を全開するものとする。

二 前項の操作による導水路からの流入量と余呉湖への直接流入量を加えた流量が毎秒 23 立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後 23 立方メートルに減少するまで、放水路入口に取り付けられたゲート（以下「放水路ゲート」という。）から毎秒 23 立方メートルを放流することにより洪水調節を行わなければならない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 18 条 支所長は、前条の規定により洪水調節を行った後または次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位または常時満水位（以下この条において「制限水位等」という。）を超えているときは、速やかに、水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒 23 立方メートルの水量を限度として、余呉湖から放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、余呉湖から放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第 19 条 支所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 20 条 支所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第 21 条 支所長は、非洪水期にあつては、気象、水象、その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位を上昇させることができる。

この場合においては、第 27 条の規定による放流に支障を与えないよう行うものとする。

第 5 章 分流点における流水の分流および貯留された流水の放流

(分流点における流水を導水路へ分流することができる場合)

第 22 条 余呉川の流水は、第 17 条および第 19 条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り分流することができる。

- 一 非洪水期において水位が常時満水位以下のとき。
- 二 洪水期において水位が制限水位以下のとき。
- 三 第 30 条の規定により、ゲート等の点検または整備を行うため特に必要があるとき。
- 四 前 3 号に揚げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
(貯留された流水を放流することができる場合)

第 23 条 余呉湖によって貯留された流水は、第 7 条から第 9 条まで、第 17 条から第 19 条までおよび第 27 条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

- 一 非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
 - 二 第 16 条の規定により予備放流を行うとき。
 - 三 第 30 条第 1 項の規定により、ゲート等の点検または整備を行うため特に必要があるとき。
 - 四 前 3 号に揚げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 23 立方メートルとする。

(分流および放流の原則)

第 24 条 支所長は、分流または放流を行う場合においては、細則に定めるところにより下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(分流量)

第 25 条 余呉川の流水を分流させる場合においては、導水路への分流量は、第 17 条第 2 号に規定する量、その他の場合にあつては分流点における流量から分流点より放水路放水口までの間の余呉川既得水利権量を控除した量を超えてはならない。

(放流量)

第 26 条 余呉湖から放流を行う場合においては、余呉湖からの放流量は、第 17 条第 2 号、第 18 条、第 23 条第 2 項および次条に規定する量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

(かんがい用水の供給のための放流)

第 27 条 支所長は、かんがい期間においては、かんがい用水に支障を与えない流水を余呉湖から放流しなければならない。

- 2 支所長は、前項に規定するかんがい用水の放流にあつては、湖北土地改良事業が完成するまで、湖北農業農村振興事務所長と協議の上毎秒 1.69 立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(放流に関する通知等)

第 28 条 支所長は、余呉湖から放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第 29 条 余呉川の流水を分流する場合および余呉湖から放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点 検 、 整 備 等

(計測、点検および整備)

第 30 条 支所長は、余呉湖に係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検および整備を行わなければならない。

2 支所長は、前項の規定による計測、点検および整備を行うため、細則に定めるところにより基準を定めなければならない。

(観 測)

第 31 条 支所長は、余呉湖を操作するため必要な気象および水象の観測を行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(ゲートの操作記録)

第 32 条 支所長は、ゲート等を操作し、第 30 条第 1 項の規定による計測、点検および整備を行い、ならびに前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第 33 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、土木交通部長が定める。

附 則

1 この規則は昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則は令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

日 野 川 ダ ム 操 作 規 則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第12条）

第3章 貯水池の用途別利用（第13条・第14条）

第4章 洪水調節等（第15条～第22条）

第5章 貯留された流水の放流（第23条～第28条）

第6章 点検整備等（第29条～第31条）

第7章 雑則（第32条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 日野川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 日野川ダムは、洪水調節およびかんがいをその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒160立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期および非洪水期)

第4条 洪水期および非洪水期は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期 毎年6月1日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期 毎年11月1日から翌年5月31日までの期間

(制限水位期間及び非制限水位期間)

第5条 制限水位期間及び非制限水位期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 制限水位期間 8月1日から10月31日までの期間
- 二 非制限水位期間 11月1日から翌年7月31日までの期間

(かんがい期間)

第6条 かんがい期間は、5月11日から8月31日までの期間とする。

(水位)

第7条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダムサイト左岸擁壁に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第8条 貯水池の常時満水位は、標高207.0メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合および第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第9条 貯水池の、サーチャージ水位は、標高209.0メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合および第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第10条 洪水期における貯水池の制限水位は、標高205.3メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合および第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第 11 条 貯水池の最低水位は、標高 203.0 メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第 12 条 予備放流水位の最低限度は、標高 204.0 メートルとする。

第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第 13 条 洪水調節は、標高 204.0 メートルから標高 209.0 メートルまでの容量最大 920,000 立方メートルを利用して、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

- 2 洪水に達しない流水の調節は、制限水位期間にあつては標高 205.3 メートルから標高 209.0 メートルまでの容量最大 736,000 立方メートル、非制限水位期間にあつては標高 207.0 メートルから標高 209.0 メートルまでの容量最大 451,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

第 14 条 かんがい用水の供給は、かんがい期のうち 5 月 11 日から 7 月 31 日までの間にあつては、標高 203.0 メートルから標高 207.0 メートルまでの容量最大 587,000 立方メートル、8 月 1 日から 8 月 31 日までの間にあつては、標高 203.0 メートルから標高 205.3 メートルまでの容量最大 302,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第 4 章 洪 水 調 節 等

(洪水警戒体制)

第 15 条 東近江土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 彦根地方気象台から近江八幡市、東近江市、日野町および竜王町のいずれかにおいて、降雨に関する注意報または警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
- 2 所長は、第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第 16 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則に定める関係機関との連絡、気象および水象に関する観測ならびに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の時間的变化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備流水位を定めること。
- 四 ゲートならびにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、

その他ダム の 操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 17 条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が前条第 3 号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 18 条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が毎秒 160 立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後、毎秒 160 立方メートルに減少するまで毎秒 160 立方メートルの流水を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 19 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後または次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位または常時満水位（以下この条において「制限水位等」という。）を超えているときは、速やかに、水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒 160 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第 20 条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 21 条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第 22 条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位を上昇させることができる。
この場合においては、第 26 条の規定による放流に支障を与えないよう行うものとする。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 23 条 ダムによって貯留された流水は、第 8 条から第 10 条まで、第 18 条から第 20 条までおよび第 26 条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流すること

ができる。

一 第5条に掲げる非制限水位期間から制限水位期間に移行するに際し、水位を制限水位まで低下させるとき。

二 第17条の規定により予備放流を行うとき。

三 第29条第1項の規定により、ゲート等の点検または整備を行うため特に必要があるとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒160立方メートルとする。

(放流の原則)

第24条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則に定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第25条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、第18条、第19条、第23条第2項および次条に規定する量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(かんがい用水の補給のための放流)

第26条 所長は、かんがい期間においては、かんがい用水として、別表第1の1に掲げる計画地区かんがい用水量から有効雨量を控除した量（以下「計画地区かんがい純用水量」という。）をダムから放流しなければならない。

2 所長は、前項において流入量が計画地区かんがい純用水量を上廻る場合においては、別表第1の2に掲げる下流地区かんがい用水量から有効雨量を控除した量（以下「下流地区かんがい純用水量」という。）を限度として流入量をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第27条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第28条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点 検 整 備 等

(計測、点検および整備)

第29条 所長は、ダム、貯水池およびダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検および整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検および整備を行うため、細則に定めるところにより基準を定めなければならない。

(観 測)

第 30 条 所長は、ダムを操作するため必要な気象および水象の観測を行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第 31 条 所長は、ゲート等を操作し、第 29 条第 1 項の規定による計測、点検および整備を行いならびに前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければならない。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第 32 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、土木交通部長が定める。

附 則

1 この規則は昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

(別表 第1の1)

計画地区かんがい用水量

期 日	用 水 量 (毎秒立方メートル)
5月11日から5月20日まで	0. 3 3 4
5月21日から5月31日まで	0. 1 9 6
6月1日から6月10日まで	0. 2 3 1
6月11日から6月20日まで	0. 2 4 9
6月21日から6月30日まで	0. 3 2 5
7月1日から7月10日まで	0. 2 4 9
7月11日から7月20日まで	0. 4 0 8
7月21日から7月31日まで	0. 3 1 0
8月1日から8月10日まで	0. 2 9 8
8月11日から8月20日まで	0. 2 1 5
8月21日から8月31日まで	0. 2 0 5

(別表 第1の2)

下流地区かんがい用水量

期 日	用 水 量 (毎秒立方メートル)
5月11日から5月20日まで	1. 5 7 6
5月21日から5月31日まで	0. 9 2 4
6月1日から6月10日まで	1. 0 9 3
6月11日から6月20日まで	1. 1 7 7
6月21日から6月30日まで	1. 5 3 4
7月1日から7月10日まで	1. 1 1 7
7月11日から7月20日まで	1. 9 2 6
7月21日から7月31日まで	1. 4 6 4
8月1日から8月10日まで	1. 4 0 8
8月11日から8月20日まで	1. 0 1 6
8月21日から8月31日まで	0. 9 6 6

石 田 川 ダ ム 操 作 規 則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第12条）

第3章 貯水池の用途別利用（第13条・第14条）

第4章 洪水調節等（第15条～第22条）

第5章 貯留された流水の放流（第23条～第27条）

第6章 ゲートの操作（第28条～第31条）

第7章 点検整備等（第32条～第36条）

第8章 雑則（第37条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 石田川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 石田川ダムは、洪水調節及びかんがいをその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒55立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 毎年6月1日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期間 毎年11月1日から翌年5月31日までの期間

(制限水位期間及び非制限水位期間)

第5条 制限水位期間及び非制限水位期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 制限水位期間 毎年8月1日から10月31日までの期間
- 二 非制限水位期間 毎年11月1日から翌年7月31日までの期間

(かんがい期間)

第6条 かんがい期間は、毎年5月11日から9月10日までの期間とする。

(水位の測定)

第7条 貯水池の水位は、農業用水放水塔に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第8条 貯水池の常時満水位は、標高299.2メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時満水位)

第9条 貯水池の、洪水時満水位は、標高302.5メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第10条 制限水位期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は標高295.1メートルとし、制限水位期間においては、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第 11 条 貯水池の最低水位は、標高 281.0 メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第 12 条 予備放流水位の最低限度は、標高 287.0 メートルとする。

第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第 13 条 洪水調節は、標高 287.0 メートルから標高 302.5 メートルまでの容量最大 1,870,000 立方メートルを利用して、制限水位期間にあっては水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行ない、非制限水位期間にあっては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

- 2 洪水に達しない流水の調節は、制限水位期間にあっては標高 295.1 メートルから標高 302.5 メートルまでの容量最大 1,040,000 立方メートル、非制限水位期間にあっては標高 299.2 メートルから標高 302.5 メートルまでの容量最大 510,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第 14 条 かんがい用水の補給は、かんがい期のうち 5 月 11 日から 7 月 31 日までの間にあっては、標高 281.0 メートルから標高 299.2 メートルまでの容量最大 1,800,000 立方メートル、8 月 1 日から 9 月 10 日までの間にあっては、標高 281.0 メートルから標高 295.1 メートルまでの容量最大 1,270,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 15 条 石田川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 彦根地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 16 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 土木部河港課、今津土木事務所、彦根地方気象台、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他ダム の 操 作 に 関 し 必 要 な 措 置 を と る こと。

(予備放流)

第 17 条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第三号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 18 条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒 55 立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{(\text{流入量} - 55) \times 0.227 + 55\}$ 立方メートルを限度として放流すること。
- 二 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(\text{最大流入量} - 55) \times 0.227 + 55\}$ 立方メートルを限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 19 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位期間にあっては、制限水位、非制限水位期間にあっては、常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 20 条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認められる場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 21 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第 22 条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 23 条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

- 一 水位が洪水時満水位をこえるとき。
- 二 非制限水位期間において水位が常時満水位をこえるとき。
- 三 非制限水位期間から制限水位期間に移るに際し水位を制限水位に低下させるとき。
- 四 制限水位期間において水位が制限水位をこえるとき。
- 五 第 17 条の規定により予備放流を行うとき。

- 六 第 18 条の規定により洪水調節を行うとき。
- 七 第 19 条の規定により洪水調節の後における水位の低下をさせるとき。
- 八 第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 九 第 26 条の規定によりかんがい用水の供給のための放流を行うとき。
- 十 第 32 条の規定によりゲートの点検又整備を行うため特に必要があるとき。
- 十一 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第 24 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第 25 条 ダムから放流を行う場合においては、放流量は、次の各号に掲げる量をこえないようにしなければならない。

- 一 第 23 条第一号、第二号、第四号又は第八号の場合においては、流入量に相当する量。
- 二 第 23 条第三号、第五号、第十号又は第十一号の場合においては、毎秒 55 立方メートル。
- 三 第 23 条第六号、第七号又は第九号の場合においては、それぞれ第 18 条、第 19 条又は第 26 条の規定による放流量。

(かんがい用水補給のための放流)

第 26 条 所長は、かんがい期間においては、かんがい用水の供給のため必要があると認められる場合においては、毎秒 2.26 立方メートルの範囲内の流水を南生見頭首工地点において確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

- 第 27 条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条の規定に準じて、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。
- 2 滋賀県知事（以下「知事」という。）は前項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法をあらかじめ、定めておかなければならない。

第 6 章 ゲ ー ト の 操 作

(ゲートの操作の方法)

第 28 条 ゲートを操作してダムから放流を行う場合においては、洪水吐ゲートの操作により行うことを原則とし、これによって所要の放流ができないときは余水吐ゲートを操作して放流するものとする。

(余水吐ゲートの操作)

- 第 29 条 余水吐ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。
- 一 第 23 条各号の一に該当する場合において余水吐ゲートの操作により放流を行う必要があるとき。

- 二 第 32 条の規定により洪水吐ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
(洪水吐ゲートの操作)

第 30 条 洪水吐ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第 23 条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
二 第 32 条の規定により洪水吐ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
(農業用水放流ゲート及び農業用水流量調整ゲートの操作)

第 31 条 農業用水放流ゲート及び農業用水流量調整ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第 23 条各号の一に該当する場合において、毎秒 2.5 立方メートル以内の放流を行うとき。
二 第 32 条の規定により農業用水放流ゲート及び農業用水流量調整ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

第 7 章 点 検 整 備 等

(点検及び整備)

第 32 条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行わなければならない。

- 一 ダム本体
二 ゲート
三 ゲートを操作するため必要な機械及び器具
四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
五 監視のため必要な船舶
六 警報のため必要な車両
七 第三号から前号までに掲げるものの操作のため必要な資材

2 所長はゲート及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第 33 条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

(ゲートの操作記録)

第 34 条 所長は、第 17 条及び第 19 条の規定により放流を行ったとき、第 18 条の規定により洪水調節を行ったとき並びに第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- 一 気象、水象の状況
二 ゲート操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度並びにゲートの操作による放流量及び水位の変動
三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況。

四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

- 2 所長は、前項に規定する場合を除き、第 29 条各号、第 30 条各号又は第 31 条各号の一に該当する場合においてゲートを操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

- 第 35 条 所長は、第 32 条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第 33 条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

- 第 36 条 所長は、別に定めるところによりダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第 8 章 雑 則

(細 則)

- 第 37 条 この規則を実施するために必要な細則は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は昭和 45 年 8 月 19 日から適用する。

(別 表)

調査又は測定事項

事 項	項 目
気 象	天 気
	気 圧
	気 温
	相 対 湿 度
	風
	降 水 量
	蒸 発 量
	積 雪
貯 水 池	水 深
	流 入 量
	放 流 量
	水 温
	堆 砂
ダ ム	漏 水 量
	沈 下 量
	間 隙 水 圧
効 果	洪水調節
	かんがい
そ の 他	洪水被害
	そ の 他

宇 曾 川 ダ ム 操 作 規 則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条・第8条）

第4章 洪水調節等（第9条～第13条）

第5章 貯留された流水の放流（第14条～第18条）

第6章 計測、点検及び整備等（第19条～第21条）

第7章 雑則（第22条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 宇曾川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 宇曾川ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が 毎秒 25 立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、取水塔に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高 238.0 メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池の、サーチャージ水位は、標高 259.0 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節については、標高 238.0 メートルから標高 259.0 メートルまでの容量 2,350,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高 233.0 メートルから標高 238.0 メートルまでの容量 250,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第9条 湖東地域振興局建設管理部長（以下「建設管理部長」という。）は、彦根地方气象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときその他細則で定めるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第 10 条 建設管理部長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一 土木交通部河港課、土木交通部河川開発課、彦根气象台、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節等)

第 11 条 洪水調節及び洪水に達しない流水についての調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 12 条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 13 条 建設管理部長は洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合は、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 14 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

一 第 19 条の規定によりダム本体等の点検又整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 1 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 15 条 建設管理部長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 16 条 建設管理部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合は、上枝地点及びダム地点において別表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水を放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第 17 条 建設管理部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合で、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第 18 条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第19条 建設管理部長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第20条 建設管理部長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第21条 建設管理部長は、ゲート等を操作し、第19条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、滋賀県土木交通部長が定める。

附 則

1 この規則は平成12年11月17日から適用する。

別 表 (第 16 条関係)

(単位：毎秒立方メートル)

地 点 名	期 間	流 量
ダム地点	4 月 11 日～4 月 15 日	0. 0 1 5
	4 月 16 日～4 月 20 日	0. 0 2 0
	4 月 21 日～4 月 25 日	0. 0 5 4
	4 月 26 日～4 月 30 日	0. 0 7 4
	5 月 1 日～5 月 5 日	0. 0 7 1
	5 月 6 日～5 月 10 日	0. 0 7 9
	5 月 11 日～5 月 20 日	0. 0 7 3
	5 月 21 日～5 月 25 日	0. 0 7 8
	5 月 26 日～6 月 9 日	0. 0 7 9
	6 月 10 日～6 月 19 日	0. 0 8 0
	6 月 20 日～6 月 24 日	0. 0 8 1
	6 月 25 日～6 月 29 日	0. 0 8 3
	6 月 30 日～7 月 4 日	0. 0 8 4
	7 月 5 日～7 月 9 日	0. 0 8 5
	7 月 10 日～7 月 14 日	0. 0 8 8
	7 月 15 日～7 月 24 日	0. 0 8 7
	7 月 25 日～7 月 29 日	0. 0 8 9
	7 月 30 日～8 月 3 日	0. 0 9 1
	8 月 4 日～8 月 8 日	0. 0 8 4
	8 月 9 日～8 月 13 日	0. 0 8 2
	8 月 14 日～8 月 18 日	0. 0 6 3
	8 月 19 日～8 月 23 日	0. 0 6 0
	8 月 24 日～8 月 28 日	0. 0 5 3
	8 月 29 日～9 月 2 日	0. 0 5 1
	9 月 3 日～9 月 7 日	0. 0 1 5
上枝地点	1 月 1 日～12 月 31 日	0. 8

青 土 ダ ム 操 作 規 則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 貯水池の水位等（第 3 条～第 6 条）

第 3 章 貯水池の用途別利用（第 7 条～第 10 条）

第 4 章 洪水調節等（第 11 条～第 16 条）

第 5 章 貯留された流水の放流（第 17 条～第 24 条）

第 6 章 点検及び整備等（第 25 条～第 27 条）

第 7 章 雑則（第 28 条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 青土ダム操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 青土ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 この規則において洪水とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位の測定)

第4条 貯水池の水位は、取水塔に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高292.0メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高300.0メートルとし、第13条の規定により洪水の調節を行う場合及び第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高292.0メートルから標高300.0メートルまでの容量4,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高283.3メートルから標高292.0メートルまでの容量2,500,000立方メートルのうち最大400,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高283.3メートルから標高292.0メートルまでの容量2,500,000立方メートルのうち最大1,800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(工業用水のための利用)

第10条 工業用水の供給は、標高283.3メートルから標高292.0メートルまでの容量2,500,000立方メートルのうち最大300,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 青土ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、彦根地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則で定める場合には洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一 土木部河港課、土木部河川開発課、水口土木事務所、彦根地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他ダム の 操作に関し必要な措置。

(洪水調節)

第13条 所長は、次の各号の定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象・水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 水位が常時満水位を超え、標高 293.85 メートルの間にある場合には、常時満水位クレスト部からの自然放流により行うものとする。

二 前号の後、自然放流量が、毎秒 $\{(流入量 - 300) \times 0.71 + 300\}$ 立方メートルの水量を超えている場合は常時満水位クレスト部からの自然放流により行うものとする。

三 前2号の後、流入量が毎秒 976 立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(流入量 - 300) \times 0.71 + 300\}$ 立方メートルの水量を放流すること。

四 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以降は、毎秒 $\{(前号の方法による操作における最大流入量 - 300) \times 0.71 + 300\}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで放流すること。

ただし、放流量が常時満水位クレスト部からの自然放流量と等しくなったとき以降は、自然放流により行うものとする。

五 前号の方法による操作の後、流入量が第三号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以降は、前3号に規定する方法により放流すること。

六 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 300 立方メートルを下るまでの間に流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以降は、流入量が毎秒 $\{(当該放流量 - 300) \times 1.41 + 300\}$ 立方メートルに等しくなる時まで当該放流量に相当する水量又は、第一号、第二号の方法により放流すること。

七 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(当該放流量 - 300) \times 1.41 + 300\}$ 立方メートルを越えた時以降は、前5号に定める方法により放流すること。

八 流入量が毎秒 976 立方メートルを越えた時以降は、流入量が毎秒 780 立方メートルに等しくなる時まで、毎秒 780 立方メートルの水量を放流すること。ただし、その水位における最大放流可能量が毎秒 780 立方メートル以下の場合は、最大放流可能量とする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 14 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位をこえているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を限度とし、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、常時満水位クレスト部からの自然放流により、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象・水象その他の状況により、特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第 15 条 洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常時満水位クレスト部からの自然放流により行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 16 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 17 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。

一 第 25 条第 1 項の規定により、ゲート等の点検又整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 240 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 18 条 所長は、ゲート等から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第 19 条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあっては、当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 20 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、横田橋地点において 毎秒 1.68 立方メートルの水量を確保できるよう、また水口町上水取水地点において毎秒 0.0116 立方メートルの水量の取水を可能ならしめるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水及び工業用水の供給のための放流)

第 21 条 所長は、水道用水及び工業用水の供給のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量の取水を可能ならしめるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(貯留の原則)

第 22 条 所長は、流水の貯留を行う場合においては、下流の既存水利権に支障をあたえないよう行うものとする。

(放流に関する通知等)

第 23 条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生じる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第 24 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第 6 章 点 検 、 整 備 等

(計測、点検及び整備)

第 25 条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない

(観 測)

第 26 条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記 録)

第 27 条 所長は、ゲート等を操作し、第 25 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他細則は、滋賀県知事が定める。

附 則

1 この規則は平成 8 年 4 月 25 日から適用する。

別 表（第 21 条関係）

単位：毎秒立方メートル

地 点 名	期 間	水 量	適 用
野 上 野	1 月 1 日～12月31日まで	0 . 0 7 6	水道用水
横 田 橋	1 月 1 日～12月31日まで	0 . 4 5 1	水道用水
横 田 橋	1 月 1 日～12月31日まで	0 . 0 7 3	工業用水

姉川ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条～第9条）

第4章 洪水調節等（第10条～第14条）

第5章 貯留された流水の放流（第15条～第19条）

第6章 計測、点検及び整備等（第20条～第22条）

第7章 雑則（第23条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 姉川ダムについては、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 姉川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 この規則において、「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒100立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(水 位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高427.4メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高446.7メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節については、標高427.4メートルから標高446.7メートルまでの容量4,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高413.0メートルから標高427.4メートルまでの容量1,800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第9条 発電は、第12条、第13条及び第17条に規定する放流による流水を利用して行うものとする。ただし、第7条に規定する洪水調節等、第8条に規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 長浜土木事務所長（以下「所長」という。）は、彦根地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときその他細則で定めるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 土木交通部流域政策局、彦根地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うほか、下流に支障を与えない程度の流量を限度とした放流管からの放流により行うことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとするほか、下流に支障を与えない程度の流量を限度とした放流管からの放流により行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合は、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第20条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒10立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合は、今村橋地点において別表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水を放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第18条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合で、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第19条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、細則で定める。

第6章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第20条 所長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第21条 所長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記 録)

第22条 所長は、ゲート等を操作し、第20条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、滋賀県土木交通部長が定める。

附 則

この規則は、平成30年3月23日から適用する。

別表（第17条関係）

単位 立方メートル毎秒		
地 点 名	期 間	水 量
今村橋	1月1日から12月31日まで	1.0

天 川 ダ ム 操 作 規 則

天川ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条）

第4章 洪水調節等（第8条～第12条）

第5章 貯留された流水の放流（第13条～第16条）

第6章 点検、整備等（第17条～第19条）

第7章 雑則（第20条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 天川ダム熟练操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 天川ダムは、洪水調節をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 この規則において洪水とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒20立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高155.8メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高172.3メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高155.8メートルから標高172.3メートルまでの容量1,323,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第8条 高島県事務所建設管理部長（以下「建設管理部長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第9条 建設管理部長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にす

ること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第11条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 建設管理部長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第13条 ダムによって貯留された流水は、第10条及び第11条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第17条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒2立方メートルとする。

(放流の原則)

第14条 建設管理部長は、非常用放流ゲートから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流に関する通知等)

第15条 建設管理部長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第16条 非常用放流ゲートから放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第17条 建設管理部長は、細則で定めるところにより、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観 測)

第18条 建設管理部長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記 録)

第19条 建設管理部長は、ゲートを操作し、第17条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、建設管理部長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から適用する。

永源寺ダム操作規程

目 次

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法（第9条～第12条）

第2節 放流の際にとるべき措置等（第13条～第18条）

第3章 洪水における措置に関する特則（第19条～第21条）

附 則 （注1）当初操作規程

昭和51年11月26日付け建近河管第49号によって近畿地方建設局長から農林水産大臣あて同意を得て確定したものである。

（注2）変更操作規程

平成28年3月25日付け国近整河管第85号によって近畿地方整備局長から農林水産大臣あて同意を得て確定したものである。

（注3）変更操作規程

令和3年2月19日付け国近整河管第74号によって近畿地方整備局長から農林水産大臣あて同意を得て確定したものである。

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、永源寺ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び永源寺貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 ダムに河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2. 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して法及びこれに基づく命令、並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は次のとおりとする。

(1) ダ ム

イ. 高 さ		73.50m
ロ. 堤頂の標高	重力部	273.00m
	フィル部	274.00m
ハ. 越流頂の標高	左岸側2門	262.70m
	右岸側2門	261.70m

ニ. 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ8.10mで幅9.375mのもの2門

高さ9.06mで幅9.375mのもの2門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき0.3m

ホ. 河川側放水口ゲート

(イ) ゲートの規模及び数

高さ3.30mで幅2.80mのもの1門

(ロ) ゲートの開閉の速さ

1分につき0.3m

ヘ. 発電側取水用バルブ

バルブの規模及び数

直径1.65mのバタフライ弁 1基

ト. 農業側取水用バルブ

バルブの規模及び数

直径1.20mのホロージェット弁 1基

チ. 計画洪水流量	1, 530m ³ /s
(2) 貯水池	
イ. 直接集水地域の面積	131.5 km ²
ロ. 湛水区域の面積	0.98 km ²
ハ. 最大背水距離	5.0 km
ニ. 計画洪水位	標高 270.00 m
(水位計による表示	70.00 m)
ホ. 常時満水位	標高 270.00 m
(水位計による表示	70.00 m)
ヘ. 予備放流水位	標高 269.50 m
(水位計による表示	69.50 m)
ト. 最低水位	標高 227.0 m
チ. 有効貯水量	21, 984, 000.00 m ³
(3) 最大取水量	15.1 m ³ /s
(4) 発電最大使用水量	13.0 m ³ /s

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が300m³/s以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部、又は一部を含む予報区を対象として大雨警報、大雨特別警報又は洪水警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまで、又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として大雨注意報又は洪水注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなく、これらの注意報が解除され若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、永源寺貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は如来堂水位観測所地点における愛知川の流量に1.2を乗じて得た流量から0.1

m^3/s を減じて算定するものとする。

2. 前項の愛知川の流量は、如来堂水位観測所において測定した愛知川の水位に基づいて算定するものとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する方法によっては流入量を正確に算定することができないと認められる事情があるときは、流入量はこれを算定すべきときを含む一定の時間における貯水池の貯水量の差分と、当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の間で除して算定するものとする。
4. 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まるとき及びこれが終わるときにおける貯水位に、それぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 貯水池における流水の貯留は、第21条第1項の規定により貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位を超えてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流は、第3号・第4号・第5号又は第6号に該当する場合に限り、河川側放水口からの放流は、次の各号に該当する場合に、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の利用のため必要な河川の流量を放流する必要があるとき。
- (2) 永源寺発電所が発電を行うとき。
- (3) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (4) 第20条第2号及び第21条第1号の規程により貯水池から放流するとき。
- (5) ダムその他の貯水池内の施設又は工作物の点検、又は整備のため必要があるとき。
- (6) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 貯水池からの放流は、第21条第1項の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別図第2に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び河川側放水口ゲートの操作の方法)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は左岸に最も近いものから右岸に向かって、順次「第1号ゲート」「第2号ゲート」「第3号ゲート」

ート」及び「第4号ゲート」という。

2. ダムの洪水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第4号ゲートを開いた後、さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

- (1) 第3号ゲート及び第4号ゲートの下端の標高が262.44m未満のとき。

第3号ゲート

第4号ゲート

- (2) 第3号ゲート及び第4号ゲートの下端の標高が262.44m以上のとき。

第2号ゲート

第3号ゲート

第1号ゲート

第4号ゲート

- (3) 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは0.5mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、第9条の規定を守るため、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。
- (4) 1のゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該1のゲートが始動してから少なくとも10秒を経過した後でなければ、当該他のゲートを始動させてはならない。
- (5) ゲート及び河川側放水口ゲートは、第10条の規定により放流する場合、又はダムの洪水吐の点検、若しくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐又は河川側放水口からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生じるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に別表第1(1)欄に定めるところにより行うものとする。

2. 前項の通知をするときは、近畿地方整備局長に対しても別表第1(2)欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号、以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から河口地点まで（貯水池からの最大放流量が $13\text{m}^3/\text{s}$ まではダム地点から旦度橋地点まで、貯水池からの最大放流量が $13\text{m}^3/\text{s}$ を越え $300\text{m}^3/\text{s}$ まではダム地点から御河辺橋地点まで、貯水池からの最大放流量が $300\text{m}^3/\text{s}$ を越えるときはダム地点から河口地点まで）の愛知川の区間について行うものとする。

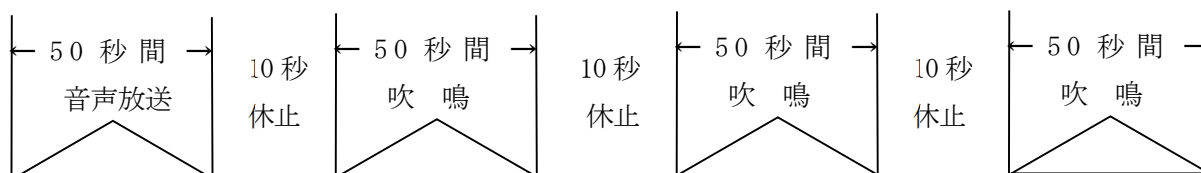
2. 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン・スピーカー及び警報車のスピーカーにより次の各号に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) ダム地点に設置されたサイレン・スピーカーによる警告は、ダム放流の開始約10分前まで

に

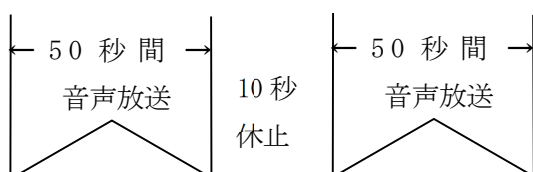
行うこと。

(2) ダム地点以外に設置されたサイレン・スピーカーによる警告は、ダム放流により当該警報装置の警報区域における愛知川の水位の上昇が開始されると認められるとき以前約 10 分前までに行うこと。

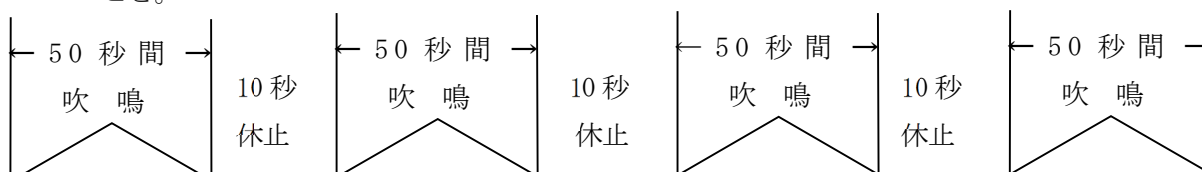
(3) イ. サイレン・スピーカーによる場合の 1 回あたりの吹鳴方法は次のとおりとし、吹鳴は 4 分間行うこと。



ロ. スピーカーのみによる場合の 1 回あたりの放送方法は次のとおりとし、放送は 2 分間行うこと。



ハ. サイレンのみによる場合の 1 回あたりの吹鳴方法は次のとおりとし、吹鳴は 4 分間行うこと。



(4) 警報車のサイレン・スピーカーによる警告は、前項の各区分について、ダム放流によりおのおのの地点における愛知川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前までに行うこと。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第 15 条 ダムの洪水吐ゲート・河川側放水口ゲート・発電側取水用バルブ及び農業側取水用バルブを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

(1) 操作の理由。

(2) 開閉したゲート又はバルブの名称、その 1 回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えたときにおけるその開度。

- (3) ゲート又はバルブの1回の開閉を始めたとき及びこれを終えたときにおける貯水位・流入量・ダム洪水吐又は河川側放水口からの放流に係る放流量及び発電側使用量並びに農業側取水量。
- (4) ダム洪水吐又は河川側放水口からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量。
- (5) 法第48条の規定による通知（第13条第2項の規定による通知含む）及び令第31条の規定による警告の実施状況。

（観測及び測定等）

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

- 2. 法第45条の規定による観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3. 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに別表第4に掲げる事項のうち、ダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4. 法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果は記録しておかなければならない。

（点検及び整備等）

第17条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械・器具及び資材は、定期に及び適宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨・地震その他これらに類する異常な現象で、その影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後、速やかにダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第18条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに近畿地方整備局長に対し、別表第1（2）欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第3章 洪水における措置に関する特則

（予備警戒時における措置）

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 次に掲げる設備・機械器具等の点検及び整備を行うこと。
 - イ. ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む）
 - ロ. 法第45条の観測施設
 - ハ. 法46条第2項の通報施設

- ニ、令第 31 条の規定により警報するため必要な照明設備及び携帯用の電灯
 - ホ、夜間に屋外で洪水時における作業を行うために必要な照明設備及び携帯用の電灯
 - ヘ、その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械・器具及び資材
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
 - (4) 近畿地方整備局長及び滋賀県知事に対し、別表第 1 の例による法第 46 条第 1 項の規定による 通報をすること。
 - (5) 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 27 条の規定の例によりダムの操作に関する 記録を作成すること。
 - (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。
2. 水害が予想される際には、別に定める事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

（洪水警戒時における措置）

第 20 条 洪水警戒時においては、前条第 1 号から第 5 号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は第 11 条の規定に適合しないこととなるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。

イ、洪水警戒時が始まるときにおける貯水位が予備放流水位をこえているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量（貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量）の流水を貯水池から放流すること。

(イ) 流入量が $100\text{m}^3/\text{s}$ になるとき以前においては流入量に相当する流量

(ロ) 流入量が $100\text{m}^3/\text{s}$ になったときから流入量が $250\text{m}^3/\text{s}$ になるまでの間においては、次の式によって算定する貯水池からの放流量

$$Q_o = 1.2 Q_i$$

この式において、 Q_o 及び Q_i はそれぞれ次の数値を表すものとする。

Q_o : 貯水池からの放流量（単位： m^3/s ）

Q_i : 流入量（単位： m^3/s ）

(ハ) 流入量が $250\text{m}^3/\text{s}$ になったとき以後においては $300\text{m}^3/\text{s}$

ロ、洪水警戒時が始まるときにおける貯水位が予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ハ、洪水警戒時が始まるときにおける貯水位が予備放流水位を下っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

- (3) 水害が予想される際には、別に定める事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

(4) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時の措置)

第 21 条 洪水時においては、第 19 条第 3 号及び第 4 号並びに前条第 1 号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ. 洪水時が始まったときから流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ. イに規定する時間が経過した時からダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となったときを経て貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ. ロに規定する時間が経過したときから流入量が $300\text{m}^3/\text{s}$ になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ニ. ハに規定する時間が経過した以後においては、貯水池から放流しながら、又はこれをしてしないで貯水池に流水を貯留すること。

ホ. イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まるときにおける貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池から放流しながら、又はこれをしてしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、イからニまでの規定の例により貯水池から放流すること。

(2) 法第 49 号の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

附 則

この規程は、昭和 51 年 11 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 2 月 19 日から施行する。

別表第1〔第13条・第18条及び第19条第4号〕

	通 知 の 相 手 方		通知の 方 法	適 用
	名 称	担 当 機 関 の 名 称		
(1)	滋賀県知事	東近江土木事務所河川砂防課	}	
	東近江市長	東近江市管理課		
	愛荘町長	愛荘町くらし安全環境課		貯水池からの放流が300m ³ /s以上のときのみ
	彦根市長	彦根市危機管理課	} 加入電話	〃
	東近江警察署長	東近江警察署警備課		
	彦根警察署長	彦根警察署警備課		貯水池からの放流が300m ³ /s以上のときのみ
	近畿地方整備局長	琵琶湖河川事務所管理課	}	〃

別表第2 [第14条第2項]

局 名	警告装置の位置	警告装置の構造又は能力	
永源寺監視	ダム地点（ダムサイト左岸） 東近江市永源寺相谷町字峪道	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
竜 門	東近江市永源寺高野町 29 番地	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3 φ 200V 2.2kw
		無 線	70MHz 帯 1W
旦 度	東近江市永源寺相谷町	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3 φ 200V 2.2kw
		無 線	70MHz 帯 1W
紅 葉	東近江市永源寺高野町	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	60W×4
		サイレン	3 φ 200V 2.2kw
		無 線	70MHz 帯 1W
千 手	東近江市小倉町字上川原 1497－ 3	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3 φ 200V 2.2kw
		無 線	70MHz 帯 1W
青 山	東近江市青山町 665 番地	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3 φ 200V 2.2kw
		無 線	70MHz 帯 5W×2
春 日	東近江市妹町	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3 φ 200V 3.7kw
		無 線	70MHz 帯 1W
御 河 辺	東近江市神田町	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3 φ 200V 3.7kw
		無 線	70MHz 帯 1W

八 千 代	東近江市小田苅町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3 φ 200V 2.2kw 70MHz 帯 1W
奥	東近江市五個荘奥町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3 φ 200V 3.7kw 70MHz 帯 1W
御 幸	愛荘町大字愛知川字大柳 790 番地	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3 φ 200V 3.7kw 70MHz 帯 1W
神 郷	東近江市神郷町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3 φ 200V 3.7kw 70MHz 帯 5W
八 幡	彦根市服部町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3 φ 200V 2.2kw 70MHz 帯 3W
葉 枝 見	東近江市川南町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3 φ 200V 2.2kw 70MHz 帯 5W
栗 見	東近江市福堂町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3 φ 200V 3.7kw 70MHz 帯 5W
河 口	東近江市栗見出在家町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3 φ 200V 2.2kw 70MHz 帯 5W

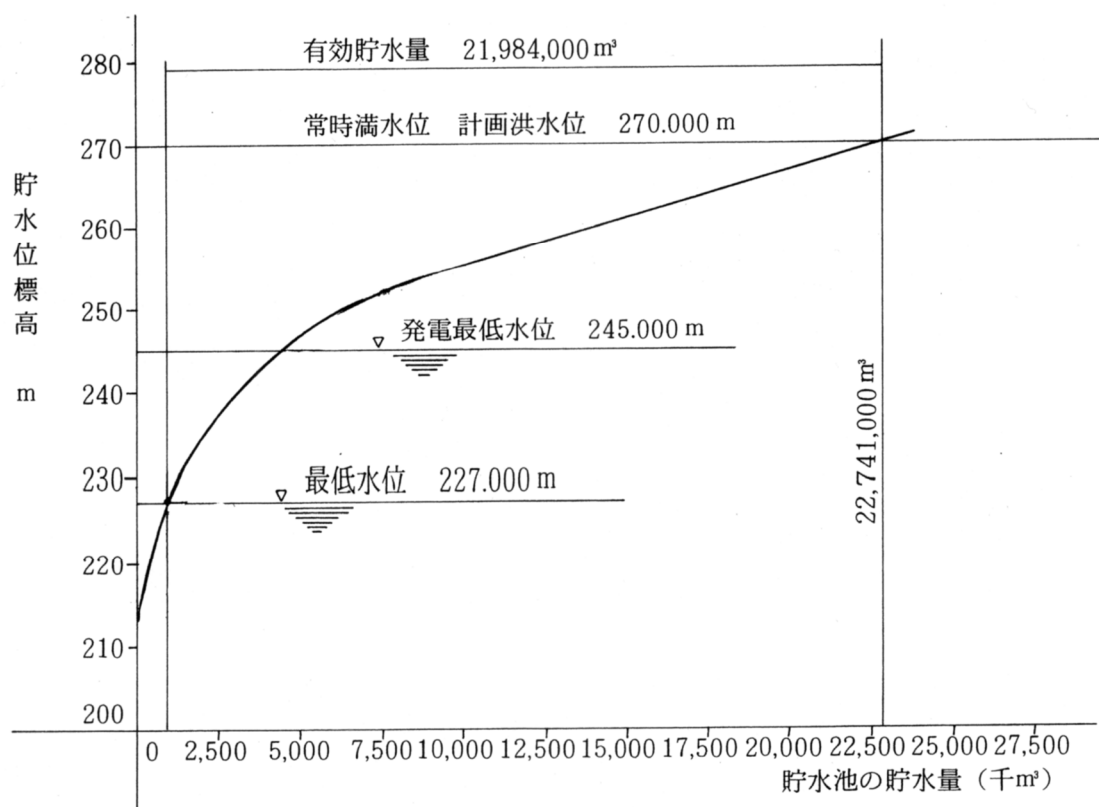
別表第3 [第16条第1項]

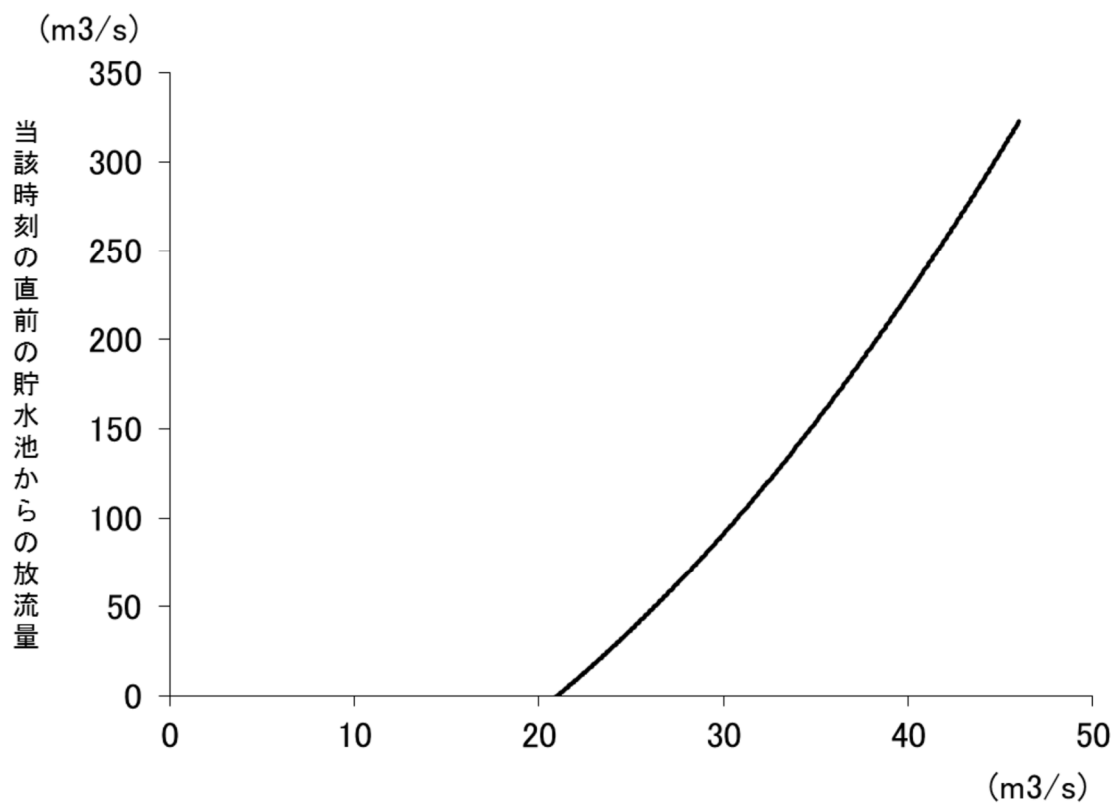
観測すべき 事 項	観 測 施 設			観測の回数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
貯水位及び 流 入 量	永源寺貯水池 水位観測所	東近江市永源寺相 谷町 河川敷 (永源寺ダム)	有 線 遠 隔 自 記 水 位 計 (タイプ記録)	毎日 1 回以 上(洪水時、	流入量は第8 条の規定に より、流量は 水位の観測 の結果に基 づきそれぞ れ算定する。
水 位 及 び 流 量	如来堂水位観測 所	東近江市政所町字 如来堂 1668 (愛知川右岸)	無 線 遠 隔 自 記 水 位 計 (タイプ記録)		
	旦度水位観測所	東近江市永源寺相 谷町字熊原河川敷 (旧旦度橋左岸橋 台)	無 線 遠 隔 自 記 水 位 計 (タイプ記録)		
降 水 量	神崎雨量観測所	東近江市紅葉尾町 字下戸 14-4、14-5 (神崎川左岸)	無 線 遠 隔 自 記 雨 量 計 (タイプ記録)	洪水警戒時 及び予備警 戒時におい ては 30 分ご とに 1 回)	
	蛭谷雨量観測所	東近江市蛭谷町字 砂原 276-2 (御池川右岸)	〃		
	御河辺雨量観測 所	東近江市神田町 河川堤防敷 (愛知川左岸)	〃		
	君ヶ畑雨量観測 所	東近江市君ヶ畑町 字谷口平 163-2	〃		
	石樽雨量観測所	東近江市政所町字 古々録谷 1-2	〃		
	御在所雨量観測 所	東近江市甲津畑町 字水晶 1-21	〃		
	総合気象観測所	東近江市永源寺相 谷町字峪道 34-7 (永源寺ダム)	有 線 遠 隔 自 記 雨 量 計 (タイプ記録)		
積雪の深さ	永源寺貯水池 積 雪 観 測 所	東近江市永源寺相 谷町字峪道 34-7 (永源寺ダム)	積 雪 計	毎 日 1 回	

別表第4 [第16条第2項及び第3項]

観 測 又 は 測 定 す べ き 事 項			観測又は 測定の回数	摘 要	
気 象	ダム地点における天気・気圧・気温・相対湿度・風向・風速 蒸発量及び日射量		毎 日	データ記録	
水 象	大幹線水路水位及び河川側ゲート越流水頭		毎 日	有線遠隔自記 (タイプ記録)	
	水質(水温・透明度・水色・DO・電気伝導度・濁度)		毎月1回		
ダムの状況	コンクリート 重 力 部		変形・揚圧力	少なくとも 毎四半期1回	
			漏水量	少なくとも 毎月2回	
	接 続 部		漏水量	少なくとも 毎月2回	
	ロックフィル部		変形	少なくとも 毎四半期1回	ダム天端 沈下量
	コンクリート コア部	揚圧力	少なくとも 毎月2回		
		漏水量			
	フィル部		漏水量	少なくとも 毎月2回	
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況			少なくとも毎 年1回		

別図第1 [第8条第4項]





当該時刻以後の10分間における貯水池からの放流量の増分の最大限度

永源寺ダム事前放流等実施要領

(通則)

第1条 永源寺ダムにおける事前放流等の実施については、操作規程に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(事前放流)

第2条 事前放流は、永源寺ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である 502mm（降雨継続時間 24 時間）以上であるときに、次の期間の貯水位を限度として予測降雨量に応じた事前放流水位を設定し、実施するものとする。

6 月 16 日から 8 月 31 日までは EL269.50m

(時期ごとの貯水位運用)

第3条 時期ごとに目標を設けて貯水位を管理する場合の目標貯水位と期間は次のとおりとし、期間中、目標貯水位以下に水位を維持するよう努めるものとする。

9 月 1 日から 10 月 15 日までは EL261.70m

(事前放流の中止)

第4条 事前放流を行っている場合において、洪水量に等しくなった場合には、事前放流操作を中止し、洪水時における措置（洪水時の操作）に移行する。

2 事前放流を行っている場合において、確保容量が確保された状態になり、それ以上貯水位を低下させる必要がなくなった場合には、事前放流操作を中止し、流入量が洪水時に規定されている洪水量に等しくなるときまで中止時の貯水位の維持に努めるものとする。

3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として第2条の事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。

4 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に至らずに最大となった場合には、事前放流操作を中止する。

5 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要がある場合には、中止時の貯水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとし、事前放流操作を継続する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して貯水位が上昇するよう努めるものとする。

(事前放流時における措置)

第5条 事前放流における措置は、予備警戒時においては操作規程第 19 条（予備警戒時における措置）第 1 号から第 5 号に掲げる措置、また、洪水警戒時においては同規程第 20 条（洪水警戒時の措置）に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 事前放流を実施する態勢に入った時には、別表に定める関係機関に、貯水位、流入量、

放流量について通知すること。

(2) 事前放流を行うときは、関係機関に、開始・中止の情報を通知すること。

附則 (適用) 本要領は、令和3年2月19日から適用する。

別表 (第5条関係)

区分	関係機関
河川管理者	近畿地方整備局河川部河川管理課 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所管理課 滋賀県東近江土木事務所河川砂防課
利水者	近畿農政局農村振興部水利整備課 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 愛知川沿岸土地改良区 関西電力送配電株式会社滋賀給電制御所 関西電力株式会社大津水力センター
地方公共団体	滋賀県農政水産部耕地課農業基盤管理推進室 滋賀県東近江農業農村振興事務所 彦根警察署警備課 東近江警察署警備課 彦根市危機管理課 東近江市管理課 愛荘町くらし安全環境課

滋賀県永源寺ダム管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県永源寺ダム管理条例(昭和58年滋賀県条例第27号。以下「条例」という。)第2条、第4条および第6条の規定に基づき、永源寺ダム(以下「ダム」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(常時満水位)

第2条 ダムの常時満水位は、標高270メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第3条 ダムの最低水位は、標高227メートルとし、点検、補修その他特に必要とする場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

(水位の基準)

第4条 ダムの水位は、取水塔に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

(貯水)

第5条 ダムの貯水は、かんがい用水等を確保するため、別に定めるダム容量配分計画に基づき行うものとする。

(かんがい用水の取水)

第6条 東近江農業農村振興事務所長(以下「所長」という。)は、気象、水象および愛知川頭首工の取水状況等を考慮して、かんがいのための必要な水量を、ダムから取水しなければならない。

2 所長は、水質の汚濁等のため、前項の規定による必要な水量を取水することが困難な場合には、利水者(愛知川沿岸土地改良区をいう。以下同じ。)と協議して適切な措置を講ずるとともに、知事に報告するものとする。

(発電事業の取水)

第7条 所長は、かんがい用水の取水に支障を及ぼさない範囲内において、発電事業のために必要な水量をダムから取水するものとする。

2 所長は、ダムの操作を行おうとする場合において発電事業のための取水に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、発電事業者に連絡するものとする。

(責任放流)

第8条 ダムからの責任放流は、ダムに係る河川法(昭和39年法律第167号)第95条の規定による協議で定められた水利使用規則に基づき行うものとする。

(放流の制限)

第9条 所長は、前3条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、ダムに貯留した水を放流することができる。

- (1) 水位が常時満水位を越えるとき。
- (2) 洪水時または洪水の発生するおそれがあるとき。
- (3) ダムまたはダムを操作するために必要な機械、器具等の点検および整備を行う必要があるとき。
- (4) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

(放流量および方法)

第10条 ダムからの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないようにして行わなければならない。ただし、洪水時等流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、放流量を増加することができる。

(放流の際とるべき措置等)

第11条 所長は、洪水吐ゲートまたは河川側放水口ゲートから放流(責任放流を除き、中途における放流量の増加で下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。)を行う場合は、放流開始の少なくとも1時間前に関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(洪水吐ゲートの操作)

第12条 洪水吐ゲートは、常時閉扉しておくものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (1) 第9条の規定による放流を行うとき。
- (2) 第15条の規定による点検および整備を行うとき。
- (3) 貯水を行う必要がないとき。

(取水ゲートの操作)

第13条 取水ゲートは、取水の必要に応じて操作するものとし、かんがい用水の取水を行う場合にあっては、原則として貯水池の表面から取水するように操作するものとする。ただし、貯水池の表面水が取水に適さない場合または水位が標高243メートル以下の場合には、この限りではない。

(河川側放水口ゲートの操作)

第 14 条 河川側放水口ゲートは、第 8 条の規定による責任放流を行う場合または第 12 条各号のいずれかに該当する限り、これを操作するものとする。

(点検および整備)

第 15 条 所長は、堤体、湖岸、ゲート、ゲートの操作に必要な機械器具、警報および通信に必要な設備、その他ダム管理に必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つため点検および整備を行うとともに、ゲートおよび予備電源設備については、適時試運転を行わなければならない。

第 16 条 初等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 彦根地方气象台から降雨に関する注意報または警報が発せられた場合において所長が必要と認めるとき。
- (2) 洪水が発生したとき、または洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 17 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 要員の確保
- (2) ダムの管理上必要な設備および機械、器具等の点検および整備
- (3) 彦根地方气象台および関係機関との連絡ならびに気象および水象の観測および情報の収集
- (4) 流入量の時間的変化の予測
- (5) ダムの水位および流入量の状況により放流または貯水のために必要なゲートの操作

(洪水警戒体制の解除)

2 所長は、水害が起こるおそれがある場合には、河川法第 47 条第 1 項の規定により定められた操作規程の例により、貯留された水を事前に放流し、ダムの水位を低下させるよう努めるものとする。

第 18 条 所長は、第 16 条各号に規定する事態が消滅したと認める場合には、堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは、速やかに必要な措置をとり、その後洪水警戒体制を解除するものとする。

(干ばつ時における措置)

第 19 条 所長は、ダムの貯水状況、長期にわたる降雨量の前報等を考慮して、干ばつのおそれがあると認めた

ときは、節水計画を定め、利水者および発電事業者に通知し、これにより取水を行うものとする。

(気象および水象の観測)

第 20 条 所長は、気象関係および水象関係について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (1) 気象関係 天気、気圧、気温、相対湿度、風向、風速、蒸発量、降雨量等
- (2) 水象関係 水位、流入量、放流量、取水量水質等(ダムの堆砂状況の調査)

第 21 条 所長は、毎年 1 回および洪水の直後が必要であると認めるときは、ダムの堆砂の状況を調査しなければならない。

(堤体の調査等)

第 22 条 所長は、堤体に設置された測定機器により、堤体の変位、揚圧力、漏水等について調査または観測を行わなければならない。

(管理日誌)

第 23 条 所長は、ダム管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 観測および調査の結果に関する事項
- (2) ダムの状況ならびに点検および整備に関する事項
- (3) 緊急時における措置に関する事項
- (4) ゲート等の操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量および放流量に関する事項
- (5) その他ダムの管理に関する事項

所長は、毎月 10 日までに、前月の管理の状況を取りまとめ、その内容を知事に報告しなければならない。

付 則

この規則は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年規則第 32 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。